

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市養護老人ホーム整備事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部長寿社会課	
				問い合わせ先	0568-44-0325	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人ともいき福祉会		代表者名	理事長 栗原 正寛	
関係規定	法令	地方自治法第232条の2		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市養護老人ホーム整備事業費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	平成30年度
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		養護老人ホーム事業民営化に際し、公募により事業者として選定された当該法人により施設整備が行われるため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		養護老人ホーム事業を移管するにあたり、老朽化の著しい旧施設を廃し、入居者の生活環境の整備を図り、適正に事業の運営を実施することができるよう、より専門性のある対応と継続性を担保する新しい施設の設置に多額の費用を要することから、補助を行うことで受託者の負担を軽減する。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算	
		—	—	8,228,750 円	—	
		—	—	(8,228,750 円)	—	
市の補助金を使って実施した事業の内容		養護老人ホームの新築工事				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		不明		
		うち補助事業全体の経費		557,012,231 円		
		うち補助対象経費		8,228,750 円		
		補助対象経費の内訳		養護老人ホーム新築工事		8,228,750 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		犬山市介護施設等整備事業費補助金65,830,000円×12.5% =8,228,750円		
		補助限度額		犬山市介護施設等整備事業費補助金×12.5%=8,228,750円		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	算定基礎となる犬山市介護施設等整備事業費補助金の交付額に変更が生じなかったため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		高齢者支援の十分な経験を積んだ民間のノウハウを生かした新しい施設の設置・運営がなされ、経済的事情や環境上の理由で在宅での生活が困難である高齢者の生活支援施設の整備がされることで、措置が必要な高齢者の生活環境を改善し支援体制の充実を図ることができる。				
その他参考事項		養護老人ホーム事業民営化に伴う補助事業であり、平成30年度限りで事業を終えるもの。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※平成30年度の実績に基づき作成しています。